

平成26年1月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年1月10日(金) 午後2時 紀南文化会館 4階 研修室

農業委員数39名

出席者33名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	
	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎		39番 蔭地 明一	

欠席者

5番 市橋 宗行	16番 杉若 陽一	17番 泉 雅行
24番 原 さだ	32番 長嶺 博司	38番 石谷 強

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 27番 溝口 健治 28番 上中 悠司

議長

新年あけましておめでとうございます。旧年中は、田辺市農業委員会運営のために絶大なるご尽力を賜りまして本当に有難うございます。本年もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。新しい年を迎えたのでございますけども、我々にとりまして、田辺市の基幹作物であります梅の状況が、去年から豊作傾向の中で価格が暴落したという事で、非常に農業経営も厳しさを増しているところでありまして、また年明けましても、その事が響いて、中々直ぐに改善ができるという状況にないような感じで、良い話が出来ない状況でありますけども、厳しい農業経営を迫られる年になるかと思ひます。売れ行き、また今年の作況如何によっては良い情報も出てくるかも分かりませんが、という事でありまして、内外を取り巻く情勢もいろんな話題があるわけでございますけども、T P Pがどうなるんだろかとか、また、我々農業委員会については、中間管理機構の具体化策も出てくるという事で、それについての対応も迫られてくることでもあります。それからまた、農業新聞にも載っておりますけども、今年は太陽光発電の転用が、今日も1件あるわけですけども、また14日に古座川町で3,000㎡を超える大型の太陽光発電の転用があるので、私も現調に來いといわれているんですけども、そういう意味で、そういう部分も出てくるだろうと思ひます。また、我々も一回そういう部分について、皆さんもご存知だと思ひますけども、出来れば研修の場で一回、こういう所も視察出来たらなど、このように思っておりますので、今年もよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。まあ、非常に景気の良い話は出来ないのですけども、取り敢え

ず健康が第一でございますので、お互いに体調管理を十分にしてですね、健康にこの一年過ごせたらと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。挨拶はそれぐらいにいたしまして、早速でございますけども、それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございまして事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 栗平

田辺市役所農業振興課の栗平と申します。皆様、あけましておめでとうでございます。今年もよろしくお願い致します。本来であれば担当である尾崎から説明させていただくのですが、今日は急遽外せない会議が入ったということで、代わりに私から利用権設定について説明させていただきます。

1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1、057㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米1俵持参払い、期間は平成26年2月1日から平成31年1月31日の更新です。

2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2、322㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日の更新です。

3番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1、567㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日の新規です。

4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4、787㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年2月1日から平成36年1月31日の新規です。

5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1、067㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5千円口座払い、期間は平成26年2月1日から平成36年1月31日の新規です。

6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の872㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日、新規です。

7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の4、540㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日、新規です。

8番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2、013㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円口座払い、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日、新規です。

9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、畑の6、670㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日、新規です。

10番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の819㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間5千円口座払い、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日、新規です。

11番、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、田の3、159㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、マコモ、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日、新規です。

12番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の8、557㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日、新規です。

13番、〇

〇〇字〇〇〇〇、畑の6, 482㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5千円持参払、期間は平成26年2月1日から平成32年1月31日、新規です。合計13件、30筆、43, 912㎡、貸手10名、借手12名です。この13件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい。有難うございます。利用権設定の逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。1番、2番更新で、異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。貸し手の〇〇〇〇さんの旦那さんが去年事故で亡くなりまして、それで作れないという事で、隣接の〇〇〇〇さんが預かって作るという事で異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。4番、5番異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんは家が畑の近くにあり、異議ありません。7番は、〇〇〇〇さんは〇〇〇の娘さんの所へ行くので、〇〇〇〇さんに引き継いでもらいました。異議ありません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番です。これも異議ありません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さん同士は親戚でございまして、〇〇〇〇さんは会社員という事で中々管理出来ないという事で、作ってもらうという事で異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番です。同じ地区同士の方で異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇番の〇〇〇〇さんが欠席のため代行させていただきます。異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番です。貸しての方は3番と同じでございます。借り手の方は隣接農地の〇〇〇〇さんが預かるという事で、異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇 委員 〇〇番です。貸主の〇〇〇〇さんは少し病弱で作ることが不可能という事で、異議ございません。

議 長 はい、以上13件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日欠席委員さんは5番市橋宗行委員さん、16番杉若陽一委員さん、17番泉雅行委員さん、24番 原さだ委員さん、32

番長嶺博司委員さん、38番石谷強委員さん、本日の会議録署名委員に、27番の溝口健治委員さん、28番の上中悠司委員さん、よろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、議案第7号事業計画変更申請（農地法第4条）について、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が雑種地、現況は畑、面積は467㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は448㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上2件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは逐条審議をお願い申し上げます。逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。これは以前のあっせんでの売買で異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの母親のおじさんにあたって、問題はありません。

議 長 はい、以上3条申請2件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 2ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は806㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、共同住宅1棟248.44㎡、駐車場等557.56㎡です。着工日、工事期間は2月末より5か月以内、農用地の内外は平成24年10月17日に農用地区域から除外しています。隣接同意は不要、水利同意はございます。周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。第4条申請1件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を

- 賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。8日、愛須局長と小倉係長と龍神村で9時頃合流しました。それから〇〇〇の5条1件を3人で調査後、中辺路の行政局で〇〇〇〇さんと合流し調査を行いました。その時は雨が大変降ってしまっていて、雨合羽や長靴やら傘をさして調査を行いました。4条1件、5条3件、2条1件、形状変更3件の計8件を昼過ぎまで回って来ました。それではこの案件ですけれども、申請地は〇〇小学校から南西へ180mほどの所で、隣接状況は東側が本人所有の畑、西側、北側は宅地、南側は県道と畑は申請人のだけで、水利組合の同意書があります。転用理由は、農業収入を補うため、また両親の高齢化で耕作面積を減らしたい。県道に面して周辺も宅地化しているので共同住宅建築を決めた。転用内容は、共同住宅2階建1棟8戸で、駐車場です。盛土、切土なしで整地、駐車場はアスファルト舗装、周囲はブロックフェンスを設けます。排水等は、合併浄化槽で処理し、雨水とともに前の道路側溝へ放流するという事で、現地調査したところ何ら異議ありません。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この4条申請について異議ありません。
- 議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、関連がございますので、議案第7号事業計画変更申請（農地法第4条）について、事務局のご説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 8ページをお願いします。議案第5号事業計画変更申請（第4条申請）です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は304㎡です。当初計画は、事業者は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は分譲住宅2棟123.4㎡、駐車場・庭園・進入路403.6㎡でございました。変更後の計画は、事業者は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は通信局舎88.74㎡、進入路215.26㎡でございます。理由は、申請地は当初、分譲住宅を計画し平成10年に4条の農地転用許可を受けたが、買い手が見つからず、盛土をしコンクリ擁壁をしたままで経過していた。今回、〇〇〇〇として立地が大変よく、取得したいとの申し出があり、これを承諾し、事業計画の変更を申請しました。という事です。事業計画変更申請（農地法第4条）以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。申請場所は〇〇〇〇から西へ20mで、現在更地となっております。転用理由は、分譲住宅を計画していたが買い手が見つからず、今回〇〇〇〇として取得したいとの申し出があり、これを了承し〇〇〇〇を作る計画です。周囲にU字溝を設置し、雨水も排水溝へ流すという事で何ら問題はないと思います。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この件について異議ございません。

議 長 はい、議案第7号事業計画変更申請1件、異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請についてでございますけども、1番に継続審議案件がございますので、取り敢えず1番だけのご審議をお願い申し上げますので、事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は582㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は建設資材置場582㎡、着工日、工事期間は許可の日より4か月以内、平成24年10月9日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございません。道路と住宅に囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。以上ご審議お願いします。

議 長 この件につきましては、11月の定例委員会、12月の定例委員会と2回に渡りまして保留と言う形で継続審議をしまいいつてございます。理由としては、隣接の同意がいただけないという事で、そのことについて地元の委員さん、事務局にも大変ご苦勞をかけまして、地元の方々と申請者の方々とも協議を重ねてまいりました。その経過につきまして局長の方からご説明申し上げます。

愛須 局長 配布使用により前回までの経過を説明。

議 長 それでは地元委員さん、地元でご苦勞いただいた話なり、ご審議の結果をよろしくをお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番です。地元の〇〇〇とそのかかりにいろいろと説明をさせてもらったんですけども、〇〇〇〇さんが地元で持ってくれる人があれば譲りますという要件でしたが、それを満たす人、持ってくれる人を探し当てることが出来ませんので、農業委員会に全部お任せしますのでよろしくお願いします。

議 長 はい有難うございます。〇〇〇〇委員さんも地元で、いろいろと調整をしていただきました。申請人さんともお会いさせていただいて、申請人さんのいう事は本当であろうと確認もしておりますし、アパートにすることは多分ないだろうと感じております。そういう事で、農業委員会にお任せするという事ではありますが、書類的の不備もございませんし、話の中で地元の方も止むを得ないのじゃないかとの雰囲気のご意見もお伺いしておりますので、同意はございませんけども、委員会としては許可相当として進達という判断をさせていただきたいと思っておりますので、何かご意見ございませんでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それではそのようにさせていただきます。続けて議案第3号農地法第5条

申請について2番から事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長

3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請、2番から始めます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕地、面積は304㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は通信局舎88.74㎡、進入路215.26㎡、着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、農用地の内外は当初抜きです。隣接同意、水利同意共にございます。道路と川に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は56㎡、他1筆、合計面積269㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は木造2階建住宅1棟75.67㎡、駐車場・庭193.33㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、平成25年10月15日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共に不要でございます。過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は697㎡、他1筆、合計面積930㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電設備設置930㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きでございます。隣接同意、水利同意共にございます。20年間の使用貸借です。山林と住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上4件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。2番。

〇〇番 委員

〇〇番です。2番は先程の議案第7号と同じ調査内容です。3番の〇〇〇の件は、〇〇〇〇校の手前100mの休耕畑で、隣接は東側、西側が譲渡人所有の畑で、南側は市道、北側は宅地です。排水等は合併浄化槽で処理し、雨水はU字溝を設置し市道の側溝へ放流します。畑の傾斜は殆どなく、盛土をせずにそのまま宅地にして木造住宅2階建てを建て、駐車場は隣の三角の土地をコンクリート敷きにするようです。同意書もあり近隣には影響ないと思います。4番の〇〇〇の件で、この方は夫婦で奥さんの所有する土地を旦那さんが借りるという事です。申請場所は、〇〇〇郵便局の北へ100mの休耕畑で、隣接は東側が山林、西側が2t車両の入るような道路、南側が本人所有の田、北側が田と畑で同意書もありました。転用理由は、申請地は耕作しておらず山の山腹で日当たりも良く太陽光発電に適していますという事で、転用内容は、切土・盛土せず、126枚のソーラーで30kwの発電という事で、関西電力の電柱も近くにあり工事費もそんなにかからないように見えました。排水、雨水は自然浸透で、異議ありません。

議 長

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この付近は〇〇〇〇さんが相続して、不動産業者を通じて売りに出されていましたがなかなか買い手が見つからず、ご主人さんが借りて太陽光パネルの設置となりました。排水等は全体的に荒らしていますので支障はないと思います。異議ありません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請2番、3番、4番、3件共異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 5ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は宅地、面積は685㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、申請地は昭和58年までは水田で耕作していたが周辺の環境も変化したため、耕作が難しくなり、当該地を貸して豆腐の製造場を建て平成20年まで操業していた。その後、一部を除き撤去した。敷地はコンクリート張りで耕作できないため、地目を変更して土地を活用したい。ということです。農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

〇〇番 委員 〇〇番です。8日に現地調査に同行させていただきました。申請場所は〇〇〇交差点より東へ50mの所で、隣接状況は、前は市道に面しており、三方は雑種地・宅地で、農地はございませんでした。非農地となった経緯・理由ですけれども、昭和58年に当該地を貸して〇〇〇〇を操業していたが5年前に撤去した。下はコンクリート張りで耕作できないため地目を変更して土地を活用したいという事でございます。地元関係者と農業委員の証明書もございます。排水等については、雨水等は水路から道路の側溝へ流れるようになっておりました。これといった大きな問題はないと思います。当地区の農業委員さんの証明もございます。異議ございません。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この物件に関しましては、私は地元で毎日この市道を通っている現状でございました。現調委員さんが言われましたように、つい最近まで〇〇〇〇さんに貸しておられて、現在は基礎だけ残っております。私も農業委員になってたか、なかったかの頃で、宅地の許可を得て宅地にしたのだと思い込んでおったのですが、無断転用でしたと正直に言っていただきました。この件に関しては、20年以上経過しておりますし、間違い

議 長 　　ごさいません、よろしくお願ひします。

委員 全員 　　はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件異議なしとの事でごさいます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

議 長 　　異議なし。

小倉 係長 　　はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農地の形状変更願について事務局の説明をお願ひ申し上げます。

6ページをお願ひします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,479㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、隣接同意はごさいます。水利同意は不要でごさいます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は464㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、隣接同意、水利同意共にごさいます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は985㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より2か月以内、隣接同意、水利同意共にごさいます。始末書の提出を指導しております。以上、農地の形状変更願3件、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　　はい、有難うごさいます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思ひます。1番。

〇〇番 委員 　　〇〇番です。申請場所は〇〇〇〇の手前100mで、現況は田で、隣接状況は、東側、南側が県道、西側は畑で同意をもらっておりまして、北側が河川です。水利組合はごさいません。形状変更理由は、河川に隣接し土地が低く、大雨時に水没するため、埋立てして梅畑にしたいという事で、変更内容は盛土を約3m入れ、堤防の高さになると思ひます。排水等は、自然浸透及び県道下の排水溝へ流すという事です。隣接同意もごさいますので、特に問題ないかと思ひます。

議 長 　　はい、2番。

〇〇番 委員 　　〇〇番です。申請場所は〇〇〇から東へ50mで、現況は梅畑でごさいます。隣接状況は、東側が本人所有の畑、西側、北側が畑、南側が市道でごさいます。水利組合の同意もごさいます。変更理由は、梅が老木で改植する必要があり、これに合わせて70cmの盛土をしたいという事でありました。水利同意、隣接同意もごさいます。これについても問題ないかと思ひます。

議 長 　　はい、3番。

〇〇番 委員 　　〇〇番です。これは〇〇〇より東へ100mで、現況は梅畑でごさいます。隣接状況は、東側、西側、南側が畑、北側が農道と水路でごさいます。水利組合の同意もごさいます。変更理由は、小梅が老木で改植するのに合わせて、50cmの盛土をして水はけの良い梅畑にしたいという事でありました。排水等は自然浸透でごさいます。隣接同意もごさいます。問題はなにかと思ひます。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査の委員さんの説明どおりでありまして、この一画でこの一筆だけが水田として残っております。大雨が降ったら池になるような状態でございます。埋めなかったら何も出来ない所なので、異議ございません。

議 長 2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。お父さんが亡くなられてまして、勤めておられた〇〇〇〇が後を継いで新規にやり直すという事で、農業に大変、精を入れてしてくれる青年で異議ございません。

議 長 3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。もう現況は埋め立てられていました。業者さんが土を早く持ってきてくれたという事でした。埋めるのが少し早かったんですけども異議ございません。

議 長 はい、議案第5号農地の形状変更願3件とも異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第6号農地等売渡あっせん申出について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 7ページをお願いします。議案第6号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,388㎡、作物は梅で10アール当たり収穫量は2,000kg、希望価格は全体で500万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上1件ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。〇〇〇の方が〇〇〇の土地の申請でございますので、この土地に一番詳しい委員さんの状況説明をお願い申し上げます。

〇〇番 委員 〇〇番です。私の家の近くの物件です。この土地は〇〇〇という土地でして、〇〇〇は山の中腹に集落があって、南面が〇〇〇、東側が〇〇〇、西の方は〇〇〇、〇〇〇というように三方寄った所なので、家があんまり離れていない所ですけども〇〇〇の番地が付いています。ここの土地は、〇〇〇から〇〇〇へ上る県道から〇〇〇向けに幹線道路が上がっているんですけども、そこから200mばかり上がって、そこから農道で150mばかり入った所にあるんですけども、周りはみかん畑と梅畑のある所で、土地の形状は、ちょうど山の中腹ですけども、10度から15度くらいとかなり緩く、西東に長い四角い畑で、20年生前後の梅が植ってますが、改植が必要かと思えます。方向は南向きでいいんじゃないかと思えます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第6号につきまして、あっせんする事に異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、今、説明をいただきました〇〇〇〇委員さん、それから〇〇〇〇の物件でございますので、〇〇〇〇委員さん、それから〇〇〇〇委員さん、よろしく願い申し上げます。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。
松平	主査	9ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は614㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年11月30日です。以上農地法第18条第6項の規定による通知1件報告申し上げます。
議	長	報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。12月の県の農業会議に提出をいたしました5条9件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして、お手元のペーパーで農地の相談がございますので説明をお願いします。
愛須	局長	農地を借りたいと依頼がありました。農地を貸したいという情報があれば、事務局まで連絡をお願いします。
議	長	情報としておつながりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。続きまして、参考資料の説明をお願い申し上げます。
愛須	局長	農地の賃貸借という事で何件か相談がありましたので、基本的なことの確認しておきたいとまとめました。農地の賃貸借について説明。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。ないようであれば、またこのような事があればご相談いただきたいと思います。続きまして、4月に予定しております研修視察について説明をさせていただきます。
愛須	局長	4月の視察研修ですけれども、行先は、岡山県新見市の農業委委員会に視察をさせていただきたいと連絡したところ快く引き受けてもらいました。その後、農協のファーマーズマーケットに寄り、初日は倉敷の宿に泊まります。2日目の日程は姫路市の太陽光発電施設を見に行くか、瀬戸大橋を渡って四国に行くかを考えております。2日目の研修場所について、行きたい場所や、良い場所があれば、お話しをいただきたいと思います。本日は、宿の手配の関係がありますので日程だけ決めさせていただきたいと思えます。4月の17日木曜日、18日金曜日の1泊2日という事で決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議	長	よろしいですか。それではそのように4月17日、18日という事で、万障繰り合わせて全員参加、1泊2日をお願いしたいと思います。続きまして地籍調査の結果について事務局から説明申し上げます。
小倉	係長	龍神村宮代の一部、甲斐ノ川の一部、安井の一部の地籍調査結果、中辺路町近露の一部、大内川の一部の地籍調査の結果について報告する。

- 議 長 はい、只今の説明につきまして、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは最後に、
来月の定例委員会につきまして連絡させていただきます。
- 愛須 局長 2月10日の定例委員会は中辺路コミュニティセンター大会議室で行いま
す。お間違えのないようお願いしたいと思います。
- 議 長 来月は現地開催という事で、中辺路町で開催したいと思います。予定をし
ておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かご意見、ご
質問ございませんか。無いようでございますので、長時間に亘りまして慎
重にご審議いただきまして有難うございました。本年もどうぞよろしくお
願い申し上げます。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後 3 時 4 7 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

2 7 番委員

2 8 番委員

議 長